

魚津市告示第156号

魚津テクノスポーツセンター使用料徴収事務の委託について

魚津テクノスポーツセンター条例（平成9年魚津市条例第34号）第11条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

令和7年8月1日

魚津市長 村椿 晃

- 1 主たる事務所の所在地 魚津市北鬼江2898番3
- 2 代表者名 公益財団法人 魚津市スポーツ協会 会長 宮川 良輔
- 3 委託事務 魚津テクノスポーツセンター条例第4条第2号に規定する
室内温水プールに係る使用料の徴収
- 4 委託期間 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで